

静岡県畜産技術研究所研究員行動規範

畜産技術研究所は、優れた研究成果を創出し、これを畜産関係者や県民に還元することにより、本県畜産産業が直面する課題を解決し、県民が期待する社会の実現に貢献することを責務とする。

本行動規範は、この実現のため当所の研究員がより一層の自立性を認識し、研究活動を通じて県民に責務を果たすため、研究員の責任ある行動のよりどころとなるよう制定する。

(研究員の使命と責任)

- 1 研究員は、高い倫理観を持ち試験研究及びその成果の普及に精励し、畜産関係者や県民に社会還元することにより本県の畜産産業や県民生活に貢献するという使命と責任を有する。

(研究員の行動)

- 2 研究員は、試験研究活動に対して常に正直かつ誠実に行動する。また、研究員は、常日頃から研究業務に必要な知識・技術の習得や情報収集に努めるとともに、所内外の研究者や行政を含む畜産関係者との意見交換を積極的に行い、課題の着眼点の改善や研究の質の向上に取り組む。

科長職の研究員は、所属する科内の研究活動について責任を持ち、研究活動が円滑に進むよう努めるとともに、科内でのコーディネートの役割を担う。上席研究員は、科長を補佐するとともに、科内の研究活動のリーダー的役割を担う。

(研究活動)

- 3 研究員は、試験研究課題の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。試験・研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為をなさず、また加担しない。試験研究課題を立案・計画する場合において、行政が進める政策課題や目標について十分に考慮するとともに、畜産関係者の要望や消費動向などについても配慮して研究課題の設定を行う。

(成果の広報と普及)

- 4 研究員は、試験研究によって得られた知見や成果について、畜産農家や関係機関に対して積極的に広報及び普及に努める。畜産農家への普及・実用化においては、必要に応じて現場を訪問し、直接伝達や直接指導を行う。研究成果の学会発表や誌上発表については、積極的に取り組むこととするが、知財関係については十分に考慮する。また、畜産業界以外の県民に対しても積極的に広報を行い、県民に広く理解や支持が得られるよう努める。マスコミへの情報提供についても積極的に進めることとするが、社会的な影響については慎重に考慮するものとする。

(自己の研さん)

- 5 研究員は、自らの専門知識・技術の維持向上に努めるとともに、新しい分野の知識・技術の習得にも積極的に取り組む。また、県内外の産官学や本県研究機関などの交流の場に積極的に参加し、専門分野だけにとらわれない広い知識と人脈の取得に努める。

(研究環境の整備)

- 6 研究員は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする公正な職場環境の確立・維持のため、研究員間のコミュニケーションに努め自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。

(法令の遵守)

- 7 研究員は、研究の実施及び研究費の使用等にあたっては、法令や関係規定を遵守する。また、研究員は、自らの行動において社会規範や本県服務規律を遵守し、真摯な姿勢と他の研究員との協調により円滑に研究業務を行う。

(研究者の育成)

- 8 研究員は、的確なO J Tを行うことにより部下の研究業務遂行能力の向上を支援し、その能力を十分に発揮できるよう部下の育成に努める。

(その他)

この規範は平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この規範は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。